

きょうとまるごとお茶の博覧会グランドフィナーレイベント開催等業務委託 仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

きょうとまるごとお茶の博覧会グランドフィナーレイベント開催等業務委託

(2) 業務の趣旨・目的

大阪・関西万博を契機として京都の魅力を世界に発信し、府内各地に人や投資を呼び込むことで経済の活性化や地域振興につなげるため、行政や経済界、関係団体の長及び有識者等のオール京都体制からなる「大阪・関西万博きょうと推進委員会」が、基本構想に基づく万博会場における展示や催事、府域における誘客促進を行っている。

その取組の一環として、令和7年4月より、京都の茶文化を支える茶人や茶商、茶の生産者から、茶器や茶道具、茶菓子の職人までが一緒になって、府内各地でお茶に関する様々な事業を展開し、京都の茶文化を発信する「きょうとまるごとお茶の博覧会」を開催することとしている。

本業務は、大阪・関西万博の閉幕に合わせ、府内各地で行われてきた「きょうとまるごとお茶の博覧会」の取組の集大成となるグランドフィナーレイベントを開催するものである。

(3) 業務期間

委託契約締結日から令和7年11月14日（金）まで

(4) 内容

ア 開催日

令和7年10月11日（土）～13日（月・祝） 各日10時から17時（予定）

※荒天の場合、前日までに開催の可否を委託者が決定する。

イ 会場

北野天満宮（京都府京都市上京区馬喰町）※「別紙」を参照

※ただし、本殿、社務所（以下、風月殿）、明月舎、松向軒、梅交軒、神楽殿、宝物殿、絵馬所、梅苑、もみじ苑を除く

ウ 実施内容

「きょうとまるごとお茶の博覧会」のグランドフィナーレイベントとして、府民や大阪・関西万博の開催を契機に京都を訪れた国内外の観光客が京都の茶文化を体感できるよう、会場内でお茶に関する様々な取組を実施する。同日会場内では、「茶道・煎茶道各流派等による風月殿、明月舎、松向軒、梅交軒、神楽殿での呈茶会」や「北野天満宮による宝物殿での企画展」、「京都市茶業組合と京都市茶業青年会による絵馬所での鬪茶会」等も併せて実施され、それらの取組とも連携したイベントとして開催する。

(5) 参加料

原則無料（詳細については、調整の上、決定することとする。）

(6) 主催

きょうとまるごとお茶の博覧会実行委員会（以下、「委託者」とする。）

2 業務内容

(1) 全体企画に関すること

- ・上記1(4)を踏まえて、実施に係る企画を提案すること。
- ・周辺地域との連携や本事業の効果が高まる内容等について、自主提案を行うこと。
- ・海外の観光客も含めた来場を想定し、多言語対応等の工夫を行うこと。
- ・赤毛氈付床几や野点傘など、来場者に「お茶」をテーマとしたイベントであることを想起させる設えを取り入れること。
- ・会場内に「ブース出展エリア（仮称）」や「ステージエリア（仮称）」等を用意すること。
- ・「ブース出展エリア（仮称）」は、茶や茶の生産、茶道具、茶菓子等の「茶文化」に関する学習や体験ができる展示・企画、「茶文化」に関する商品の販売、全国のお茶や世界の喫茶文化をテーマとした展示・企画等、来場者がお茶をテーマとした様々な取組を体感できる内容となるような企画を提案すること。（1.5K×2K テント 100張程度の規模を想定）
- ・「ステージエリア（仮称）」は、紅梅殿前に会場管理者の協力により造作したステージを設ける予定としているため、事業の趣旨・目的を踏まえた上で、会場内で実施する他の取組と調和した内容であり、幅広い世代が関心を抱くような演目を提案すること。
- ・「ブース出展エリア（仮称）」及び「ステージエリア（仮称）」の出展者及び出演者の決定にあたっては、委託者と十分な調整を行うこと。
- ・出展料や出演料は徴収しないこと。
- ・この他、会場内に府内大学生が学生ならではの発想で企画したお茶に関する様々な取組を実施する「学生プロジェクトエリア（仮称）」や文道会館内に府内小中高生がお茶を通じて万博参加国と交流を行った成果を発表・披露する「国際茶会エリア（仮称）」を設けること。（両エリアで発表・披露・実施を行う大学生や学校（児童・生徒）については、原則、委託者にて決定及び連絡調整を行う。）
- ・会場費及び附属設備に要する経費は、会場管理者及び委託者と調整を行い、委託料の中から受託者にて支払うこと。

(2) 運営に関すること

ア 運営体制の整備

- ・本委託業務の運営に係るスケジュール、経費の管理及び本事業の企画・運営・事務等の実務を行うための体制を整備すること。
- ・全体を統括する責任者及び業務責任者を含む必要な体制を整え、円滑な進行管理・運営管理を行うとともに、全体の企画・運営に必要な人員を配置すること。
- ・自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に適切な措置を講じること。

イ 運営計画等の作成

- ・運営計画を企画し、運営マニュアル、会場配置図等を作成すること。
- ・出展者を募集するための要項を作成すること。
- ・開催における安全管理マニュアルを作成すること。

ウ 会場設営・撤去

- ・本事業の実施に際し、必要な設備（電源設備を含む）を調達するとともに、搬入搬出や設営及び撤去を行うこと。
- ・受託者は設営に当たって、必要な物品の確認・手配、設備の準備等について、委託者及び会場管理者と事前に調整し、安全の確保に留意すること。
- ・本事業で発生したごみは、受託者の責任において対応すること。
- ・搬入搬出・設営及び撤去に係る日時や経路等については、委託者及び会場管理者と事前に調整を行い、安全の確保に留意すること。

エ 当日運営

- ・円滑な進行のために、委託者及び会場管理者と十分に連絡・調整を行うこと。

オ 会場警備・誘導・案内業務

- ・来場者の動線確保等、誘導計画を作成すること。
- ・会場誘導・案内者等を必要箇所に設置し、来場者の安全を確保すること。
- ・茶道・煎茶道各流派により風月殿、明月舎、松向軒、梅交軒、神楽殿で実施される予定の呈茶会に際して、参加者の受付及び整理・誘導に必要な体制を整備すること。
(呈茶会の実施時間：各日 10 時から 15 時 (予定))

- ・来場者には原則、公共交通機関での来場を促すこととするが、自動車での来場があった場合は、近隣の臨時駐車場（京都市上京区新建町）に案内することとし、会場内と臨時駐車場周辺に警備・誘導員を配置すること。

カ 呈茶会における茶席券の販売及び管理

- ・「茶道・煎茶道各流派等による風月殿、明月舎、松向軒、梅交軒、神楽殿での呈茶会」については、茶席券の事前及び当日販売により参加料を徴収すること。
- ・茶席券の販売数及び参加料金の設定については、契約締結後に委託者と調整の上、決定すること。
- ・茶席券の販売数及び販売額について委託者に報告することとし、徴収した参加料収入の取り扱いについては委託者と協議の上、決定すること。

キ その他

- ・本事業開催に必要な手続や調整を行うこと。

(3) 広報等に関すること

ア 事前の開催告知に関すること

- ・本事業の実施を広く周知するために、広報・宣伝活動を実施すること。
- ・提案にあたっては、本委託事業の目的を踏まえた広報媒体・方法等、戦略的な広報計画を作成すること。

< 広報・宣伝活動の実施例 >

- ・ポスター、チラシ等の配布、掲出
- ・TV、ラジオ、SNS等の媒体を活用した情報発信

- ・ 広告出稿（ウェブ、新聞、雑誌、交通等）
 - ・ プレスリリース配信 等
 - ・ 情報解禁の日時、内容等については、事前に委託者と調整すること。
 - ・ 作成した広報物、掲載記事等は委託者に提出すること。
- イ 開催当日の配布資料に関すること
- ・ 来場者へ配布する「実施内容等の紹介資料」、「アンケート用紙」、その他必要な資料を作成すること。
 - ・ 内容、部数については、委託者と協議の上、決定すること。

ウ 記録

- ・ 各日のおおよその来場者数を計測するとともに、実施風景を写真等で撮影すること。
- ・ 委託者から撮影した写真等の提供依頼を受けた場合は、協力すること。

(4) 報告書等の提出

業務完了報告書とともに、実施内容、来場者数、実施風景、アンケート集計結果を踏まえた課題考察等を掲載した実施結果報告書を下記のとおり提出すること。

実施結果報告書（A4版）	2部
写真等記録データ	1部（DVD-R提出）

(5) 成果品の帰属

- ・ 本事業に関する著作権（広報等において制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て委託者に帰属する。
- ・ 本委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じた時は、委託者に不利益が生じないよう受託者の責任においてこれを処理するものとする。

3 事業の中止等に係る対応について

やむを得ない事由により、本事業の開催が困難になった場合は、委託者の指示を受けた上で当該事業の全部又は一部を中止することとする。この場合の代替措置については、協議の上、決定するものとする。

4 委託業務遂行上の留意点

- ・ 詳細な委託業務内容等については、採択後に委託者と協議の上、決定する。
- ・ 受託者は、業務遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な業務及び経費の執行に努めること。
- ・ 受託者は、委託者及び会場管理者等と協議・調整を行い、業務を遂行すること。
- ・ 受託者は、業務中に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、関係団体等や来場者の個人情報の取扱いについては、契約書による。
- ・ 本委託業務のために著作物を使用する場合、使用許諾に係る一切の手続き及び経費の負担は受託者が行うこと。
- ・ 受託者は、業務遂行に当たり、委託者と綿密な情報交換を行うとともに、企画・運営内容の具体化など判断を要する場合や本仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義

が生じた場合は、委託者と協議の上、決定すること。

- 本事業開催に関し、損害賠償保険、傷害保険等必要な保険に加入すること。

